

令和元年度及び令和２年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消し・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
大阪府	指定の取消し (H31. 4. 1)	通所介護	事業開始時より生活相談員２名のうちの１名について虚偽の記載をし、指定を受けた。また、指定後、この生活相談員が勤務している実態もないにもかかわらず、介護報酬を請求した。	第 77 条第 1 項第 9 号	なし
大阪府	指定の取消し (H31. 7. 1)	訪問看護	利用者 A 氏について、主治の医師による指示を受けることなく事業所の判断により指定訪問看護を提供し、平成 29 年 4 月 3 日から平成 31 年 2 月 28 日までの間、当該利用者に係る 376 回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。 利用者 B 氏について、本件事業所の看護職員が指定訪問看護を提供していないにもかかわらず、当該職員が提供したとし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 17 日までの間、当該利用者に係る 267 回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。	第 77 条第 1 項第 4 号及び第 6 号、 第 115 条の 9 第 1 項第 10 号	不正請求に係る返還額 2,349,859 円 (加算金を含まず)
大阪府	指定の効力の 一部停止 3 か月 (R1. 8. 1～10. 31)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備並びに訪問介護員等の業務の実施状況の把握について、平成 30 年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第 77 条第 1 項第 4 号	なし
大阪府	指定の効力の 一部停止 3 か月 (R1. 12. 1～R2. 29)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備について、平成 30 年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第 77 条第 1 項第 4 号	なし
大阪市	指定の取消し (R1. 10. 31)	訪問介護	法人代表者であり居宅介護支援事業の管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者 12 名に対し、平成 29 年 2 月から平成 31 年 2 月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのように装い、介護報酬を不正に請求し、受領した。 また、その不正を隠ぺいするために、虚偽作成したサービス提供票を	第 77 条第 1 項第 6 号	不正請求に係る返還額 5,965,971 円 (加算金を含む)

			虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。		
大阪市	指定の取消し (R1. 10. 31)	介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービスと一体的に運営する指定訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。	第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号	なし
東大阪市	指定の取消し (R1. 12. 1)	訪問介護 (第 1 号事業 含む)	新規指定の申請に当たり、実際の勤務予定者が 1 名（管理者兼サービス提供責任者）のみであるにもかかわらず、訪問介護員として実在しない 3 名分の資格を証する書類（介護福祉士登録証の写し）を不正に作成し、勤務予定者として提出することにより、人員基準を満たしているように装って事業所の指定を受けた。 上記の実在しない訪問介護員のうち 1 名が退職したとして事業の休止を届け出た後、訪問介護員として更に実在しない 1 名分の資格を証する書類（介護福祉士登録証の写し）を不正に作成し、新たな勤務予定者とする事で人員基準を満たしているように装って事業の再開を届け出た。	第 77 条第 1 項第 9 号及び第 10 号 第 115 条の 45 の 9 第 5 号及び第 6 号	なし
忠岡町	指定の効力の 一部停止 6 か月 (R2. 1. 1～6. 30)	通所介護 (第 1 号事業 含む)	新規指定申請時に人員基準を満たさないことが明らかであるにもかかわらず人員基準に合わせた虚偽の申請書類を提出し、指定を受けた。 また、処遇改善加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず不正に加算を請求した。 監査時において、虚偽申請のつじつまを合わせるために、書類を改ざんしたうえ、虚偽の答弁を行った。	第 77 条第 1 項第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号 第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 2 号 及び第 5 号	不正請求に係 る返還額 50,298 円 (加算金を含 まず)

茨木市	指定の効力の 全部停止 3 か月 (R1. 8. 1～10. 31)	訪問介護	・ 実地指導に対する改善報告を提出する際、全利用者について自主点検を行いサービス提供記録がない請求を過誤調整するよう指導を受けていたにもかかわらず、複数の利用者について過誤調整及び報告をしなかった。 ・ サービス提供記録にサービスを断られた記録があるにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・ サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・ 同一利用者に対し別のヘルパー名で同一時刻のサービス提供記録があり、サービス提供者が不明なものについて、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・ 一人のヘルパーが、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・ 2 時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・ 身体介護のサービス提供について、算定する時間に満たないものを不正に請求し受領した。	第 77 条第 1 項第 6 号	不正請求に係る返還額 464, 032 円 (加算金を含まず)
大阪市	指定の取消し (R2. 4. 30)	訪問介護 (第 1 号事業含む)	利用者 20 名について、2017 年 (平成 29 年) 1 月から 2019 年 (令和元年) 9 月まで間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供票に実績を架空に計上し、介護給付費を不正に請求し受領した。	介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号 第 115 条の 45 の 9 第 6 号	不正請求に係る返還額 48, 239, 048 円 (加算金を含む)
堺市	指定の取消し (R2. 10. 11)	訪問介護 (第 1 号事業含む)	実際には提供していないサービスを提供したかのように虚偽の提供記録等を作成し、介護給付費及び介護予防給付費を請求し、受領した。 実際には行っていない介護職員に対する処遇改善の実績を報告し、介護職員処遇改善加算を不正に請求し受領した。	第 77 条第 1 項第 6 号 第 115 条の 45 の 9 第 2 号	不正請求に係る返還額 11, 984, 377 円 (加算金を含む)

東大阪市	指定の効力の 全部停止 6 か月 (R3. 2. 1~7. 31)	訪問介護 (第 1 号事業 含む)	・複数回にわたり、実際には提供していないサービスについて、サービス提供記録等の書類を作成したうえ、その報酬を不正に請求し、受領した。 ・一部の利用者について同一建物減算を適用せず報酬を不正に請求し、受領した。 ・指定に係る事業所とは別に所在する施設内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行った。	第 77 条第 1 項第 6 号及び第 10 号 第 115 条の 45 の 9 第 2 号及び第 6 号	不正請求に係 る返還額 1, 835, 363 円 (加算金を含 む)
柏原市	指定の取消し (R2. 8. 31)	訪問介護 (第 1 号事業 含む)	令和元年 1 1 月 8 日より実施した監査において、法人代表者に帳簿書類その他の物件の提出を求めたが、これに従わなかった。 監査において、市から事実確認をするために再三連絡をしたが、これに応じず、事業所の営業の所在を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。	第 77 条第 1 項第 7 号及び第 8 号 法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号	なし

令和3年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る 届出書の届出先が一部変わります

指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、
原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(令和元年法律第26号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。

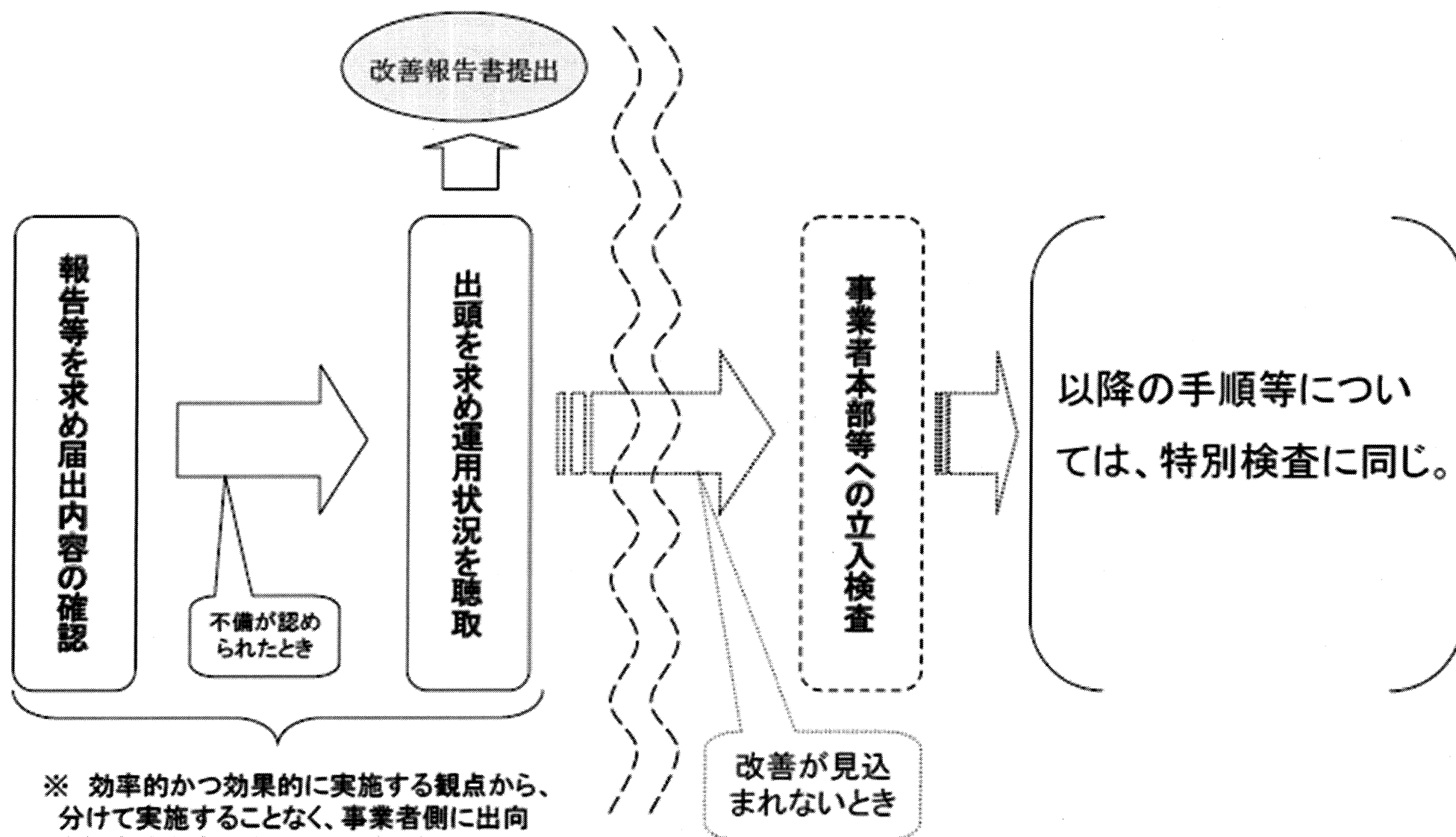
区 分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)
① 指定事業所が三以上の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に 所在し、かつ、二以下の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事	主たる事務所の所在地の 都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にの み所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ 所在する事業者 (※)	都道府県知事	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)の みを行う事業者で、指定事業所が 同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事	都道府県知事

(※) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事のまま)



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

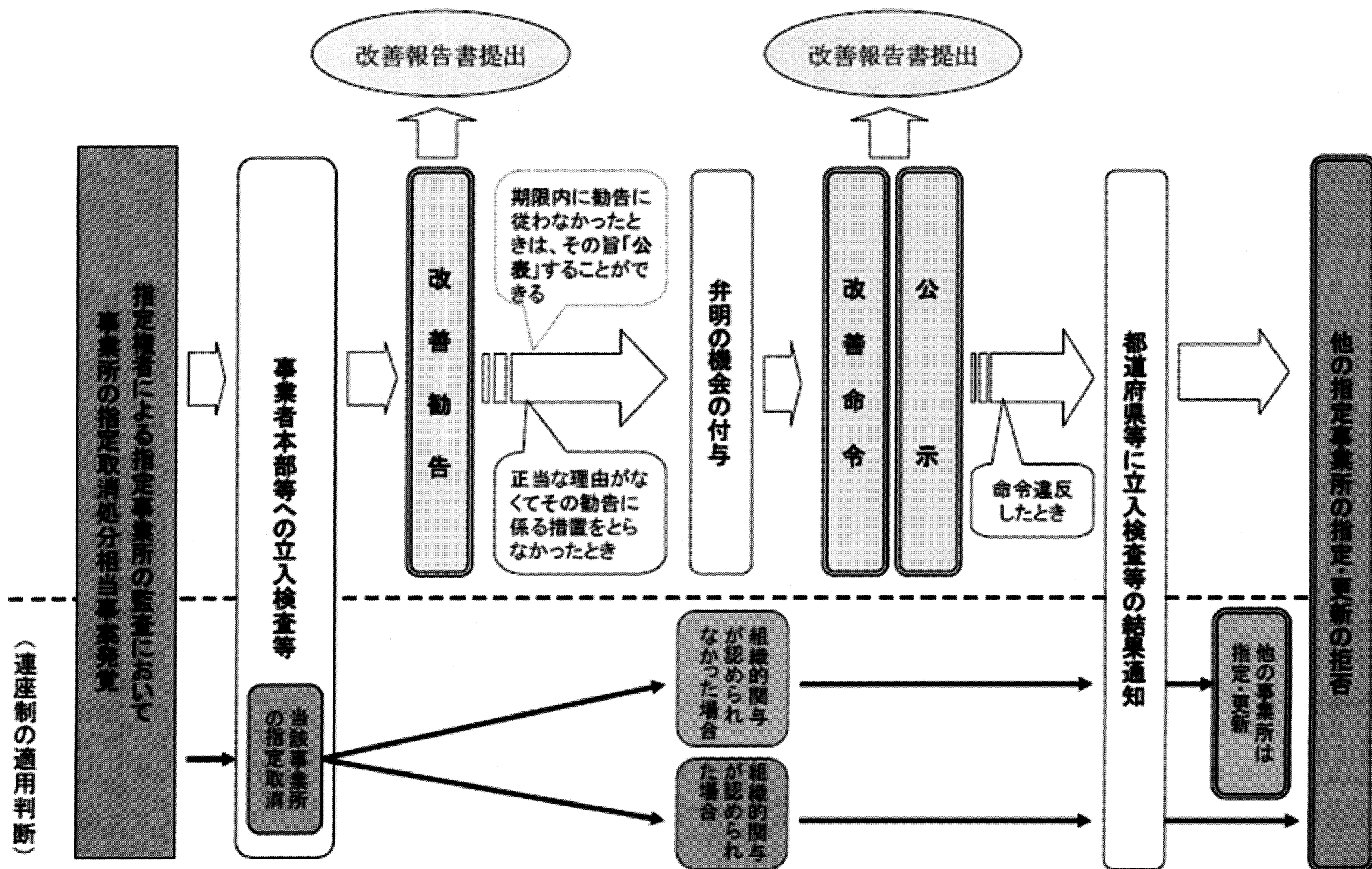
【一般検査】(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施)



※ 効率的かつ効果的に実施する観点から、分けて実施することなく、事業者側に出向き報告等を聴取することは差し支えない。

ただし、これは報告の徴収等であり立入検査ではないことに留意する。

【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)



令和2年度 指定居宅サービス事業者等実地指導 主な指導事項一覧

1 共通する指導事項

項目	指導事項	ポイント
重要事項説明書 及び運営規程	利用料が、利用者負担3割の利用者に対応する内容となっていない。	一定以上の所得がある利用者の負担について、平成30年8月からは3割負担の支払いを受けることとされています。 運営規程又は重要事項説明書において、負担割合が3割負担の利用者に対応していない事業所が見受けられましたので、再度、運営規程及び重要事項説明書の記載内容を確認していただき、未対応の事業所は速やかに修正してください。 また、記載内容の整合の確認の結果、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。
	運営規程と市への届出内容に相違がある。 ・営業日、休業日、営業時間、サービス提供時間 ・従業員の員数	届出内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に寝屋川市に届け出てください。 なお、従業員の員数のみ変更する場合は、変更の都度、届出する必要はありません。（従業員の員数の変更は、従業員の員数以外の変更を届出する際に、併せて届出してください。）
	運営規程と重要事項説明書の記載に相違がある。 ・キャンセル料、その他の費用 ・通常の事業の実施地域 ・営業日、休業日、営業時間、サービス提供時間 ・交通費、事故発生時の対応方法、衛生管理 ・従業員の勤務体制、員数 等	特に、キャンセル料やその他の費用について、重要事項説明書にしか記載していない事例が多く見受けられました。 運営規程と重要事項説明書の記載内容は実態に即した内容とし、記載内容に相違がないかを定期的に確認するなど、常に整合を図るようにしてください。 なお、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。
	運営規程又は重要事項説明書に記載すべき項目に不足がある。 ・利用料に関する項目 ・サービスの第三者評価の実施状況	特に、サービスの第三者評価の実施状況について、重要事項説明書に記載していない事例が多く見受けられました。 適宜、運営規程及び重要事項説明書の記載内容を確認していただき、記載すべき項目に不足がある場合は速やかに修正してください。 また、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。

項目	指導事項	ポイント
居宅サービス計画 サービスの個別支援 計画	訪問介護計画等のサービスに係る個別支援計画が居宅サービス計画に基づいた内容となっていない。	サービスに係る個別支援計画は、サービス担当者会議等から、サービス提供により利用者が解決すべき課題を適切に把握した上で、作成するようにしてください。 また、管理者等はサービス提供に当たっては、個別支援計画に基づき行われるよう適切に管理・監督を行ってください。 なお、個別支援計画を作成せずに行うサービス及び個別支援計画に基づかないサービスについては、適切なサービスとは認められないため、介護給付費及び利用者負担の請求はできません。
	要支援者に対するサービスに係る介護予防の個別支援計画にサービスの提供を行う期間が記載されていない。	介護予防のサービスに係る個別支援計画には、当該計画でサービスの提供を行う期間を記載してください。 また、サービスの提供を行う期間が終了するまでに、1回はモニタリング(※)を行い、当該計画に定める目標の達成状況等の把握を行ってください。 ※ サービス計画の実施状況等を把握し、記録を作成すること。
	【居宅介護支援】 居宅サービス計画の作成時における、アセスメントにおいて、把握すべき課題分析標準項目(23項目)のうち、記録する項目が不足している。	居宅サービス計画の作成時におけるアセスメント(※)の項目が課題分析標準項目の全てを具備しているかを確認していただき、不足がある場合は、速やかに改善してください。(介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目について(平成11年老企第29号別添)) ※ 利用者の状況を把握・分析し、解決すべき課題を明らかにすること。

項目	指導事項	ポイント
居宅サービス計画 サービスの個別支援 計画	【訪問介護】 訪問介護計画の作成に当たり、アセスメントを行っていない又はアセスメント結果を記録していない。	訪問介護計画の作成(変更等を含む。)に当たっては、アセスメントを行い、その結果を記録してください。
	利用者又はその家族に個別支援計画が交付されていない。	個別支援計画を作成(変更を含む。)した場合は、当該計画が居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認したうえで、当該計画の目標及び内容等について利用者又はその家族に説明し、遅滞なく交付してください。
サービスの実施状況 の把握・評価	提供したサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について評価されていない。	サービスの提供に当たっては、目標への達成度合いや満足度などについて常に確認し、必要に応じて個別支援計画を修正するなど、その改善を図るようにしてください。
領収証	保険給付対象額のうち、医療費控除の対象となる金額及び当該利用者の居宅サービス計画を作成した事業所名が記載されていない。	利用者から利用料の支払いを受けた都度、領収証を交付してください。また、当該領収証には、居宅サービス計画に訪問看護等の居宅サービスが位置付けられていることを確認の上、「医療費控除の対象となる金額」及び「居宅サービス計画を作成した事業所名」を記載してください。
サービスの質の評価	提供するサービスの質について、自己評価とこれに基づく改善が行われていない。	評価の方法は任意ですが、自己評価シートの作成、利用者等へのアンケート調査等により、事業所が提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るようにしてください。
事故報告・ひやりはっと・苦情に関する様式	事故報告、ひやりはっと、苦情についての様式が整備されていない。(記録がない。)	事故報告、ひやりはっと、苦情に関する様式が整備されていない事業所が見受けられました。特に苦情に関しては、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、内容等を記録するとともに、苦情がサービスの質の向上を図るうえで重要な情報であると認識し、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取り組みを行ってください。

項目	指導事項	ポイント
秘密保持	従業者又は従業者でなくなった者に対して、業務上知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を漏らさないための必要な措置がとられていない。	従業者又は従業者でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。
	利用者家族の個人情報の使用について、同意を得ていない。	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を使用することについて、あらかじめ文書による同意を得てください。また、個人情報を使用する利用者家族全員から同意を得るため、家族欄を複数設けた同意書を作成してください。
地域との連携等	運営推進会議での報告、評価、要望及び助言等についての記録を公表していない。	運営推進会議での報告、評価、要望及び助言等の記録を事業所内掲示やホームページ等の方法により公表してください。
勤務体制	雇用契約書、労働条件通知書等によって、事業所の管理者であること又は管理者の指揮命令下にあることが明確になっていない。	雇用契約書、労働条件通知書等に就業場所(事業所名)、職種等(介護職員等)を明記し、管理者の指揮命令下にあることを明確にしてください。
	従業者の日々の勤務時間が明確に区分されていない。	利用者に対する適切なサービス提供体制を確保するため、事業所ごとに勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明記し、従業者の勤務状況を把握し、適切に管理してください。
衛生管理等	非常勤の従業者の健康状態について、必要な管理が行われていない。	非常勤の従業者について、健康状態の管理が行われていない事例が見受けられました。非常勤の従業者については、事業者による健康診断の実施が必要のない場合がありますが、ヒアリング等の方法により、健康状態の管理を行ってください。常勤の従業者については、必ず健康診断を実施し、結果を記録してください。
変更届	業務管理体制整備に関する届出がされていない。(変更含む。)	介護保険法の規定に基づき、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。整備すべき業務管理体制は事業所数に応じて定められています。令和3年4月1日から、事業所が寝屋川市のみに所在する事業者は、届出先が寝屋川市へと変更されています。

2 特に注意していただきたい指導事項

項目	指導事項	ポイント
人員に関する基準	【訪問看護】 看護職員が常勤換算方法で2.5人以上確保されていない。	非常勤の従業者に係る常勤換算は、過当たりの勤務時間により行ったうえで、運営に必要な人員を確保するようにしてください。
	【訪問介護】 常勤の管理者が配置されていない又は常勤のサービス提供責任者が1人以上確保されていない。	常勤とは、事業所において定めている常勤の従業者が勤務すべき時間に達している必要があり、介護保険外サービスに従事する時間等は含むことができません。
	常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達していない非常勤のサービス提供責任者が配置されている。	
介護報酬 (初回加算)	【訪問介護】 初回加算について、サービス提供責任者が初回又は同月内に利用者の居宅を訪問又は他の訪問介護員に同行している記録が、サービス提供記録に記載されていない。	サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合については、サービス提供記録等に、同行訪問した旨を記録してください。 なお、同行の場合は、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても算定できます。
介護報酬 (特定事業所加算)	【訪問介護、居宅介護支援】 特定事業所加算の要件を満たしていない。 ・サービス提供に当たっての留意事項の伝達が不十分である。 ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議において、必要な議事全てを満たせていない。 ・居宅介護支援費に係る運営基準減算の適用を受けている。	特定事業所加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。 再度、加算の要件を御確認いただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。

項目	指導事項	ポイント
介護報酬 (運営基準減算)	【居宅介護支援】 運営基準減算に該当している。	サービスを提供するに際し、あらかじめ利用者に対し、居宅サービス計画の作成に当たり、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること等を文書を交付して説明していない事例、居宅サービス計画が交付されていない事例等が見受けられました。 居宅介護支援の運営基準を確認し、適切な運営を行ってください。 なお、運営基準減算事由に該当する場合は、当該事由に該当するに至った月は所定単位の100分の50に相当する単位数で算定し、運営基準減算が2か月以上継続している場合は、所定単位数の算定はできません。
介護報酬 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算)	介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算の計画及び実績が全ての介護職員に周知されていない。 介護職員処遇改善加算の算定に当たって、介護職員以外の職員も対象としていた。	介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。再度、加算の要件を確認していただき、加算の要件に適合した適切な運営を行ってください。 また、計画書並びに当該計画書を届け出た月の前月までに実施した処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び処遇改善に要した費用については、全ての介護職員に周知してください。

項目	指導事項	ポイント												
介護報酬 (特定事業所集中 減算)	【居宅介護支援】 特定事業所集中減算の判定期間において、作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスそれぞれについて、最も紹介件数の多い法人を把握するための、特定事業所集中減算チェックシートを作成していない。	判定期間ごとに、「特定事業所集中減算チェックシート」(市の様式による。)を作成し、事業所に保管してください。 確認の結果、それぞれのサービスにつき、紹介率最高法人の割合が80パーセントを超えた場合は、必要書類を市に提出してください。 所定の割合を超えた理由が正当な理由に該当するかについては、地域的事実等を総合的に勘案した上で寝屋川市が判断します。 【判定期間等】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>前期</th><th>後期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判定期間</td><td>3月から8月まで</td><td>9月から翌年2月まで</td></tr> <tr> <td>報告期限</td><td>9月15日</td><td>3月15日</td></tr> <tr> <td>減算適用期間</td><td>10月から翌年3月まで</td><td>4月から9月まで</td></tr> </tbody> </table>		前期	後期	判定期間	3月から8月まで	9月から翌年2月まで	報告期限	9月15日	3月15日	減算適用期間	10月から翌年3月まで	4月から9月まで
	前期	後期												
判定期間	3月から8月まで	9月から翌年2月まで												
報告期限	9月15日	3月15日												
減算適用期間	10月から翌年3月まで	4月から9月まで												
その他	制度改正について	令和3年度の制度改正により、運営等の基準、介護報酬の算定基準が改正されています。 制度改正の内容を十分確認していただき、適切な運営に努めてください。												